

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

平成 24 年度「外国人労働者問題啓発月間」の
実施に当たって留意すべき事項について

平成 24 年 5 月 18 日付け基発 0518 第 1 号・職発 0518 第 1 号・能発 0518 第 1 号「平成 24 年度「外国人労働者問題啓発月間」について」(以下「局長通達」という。)により指示された標記月間について、局長通達別添の「平成 24 年度「外国人労働者問題啓発月間」実施要領」(以下「要領」という。)に基づく具体的な実施に当たっては、下記の事項に留意されたい。

なお、要領にいう中央で実施する事項として、本省において、別添のとおり平成 24 年 5 月 18 日付け基発 0518 第 2 及び第 3 号・職発 0518 第 2 及び第 3 号・能発 0518 第 2 及び第 3 号「平成 24 年度外国人労働者問題啓発月間実施に対する協力依頼について」をもって事業主団体に対し、傘下団体・団体企業に対する月間の実施に係る周知等について協力依頼を行ったところであるので了知願いたい。

記

- 1 平成 24 年度「外国人労働者問題啓発月間」(以下「月間」という。)中の活動について
 - (1) 「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」(平成 19 年厚生労働省告示第 276 号。以下「指針」という。)の周知を中心に実施すること。

また、外国人雇用状況の届出制度についての相談等がなされた場合には、所轄の公共職業安定所の連絡先を紹介する等により対応すること。
 - (2) 外国人労働者の就労事業場数、外国人労働者に係る労働災害発生状況、申告・相談状況等により把握した問題点等管内の状況に応じて実施すること。
 - (3) 平成 12 年 8 月 30 日付け基発第 543 号・職発第 558 号「都道府県労働局における労働基準行政と職業安定行政との連携について」を踏まえ、労働基準行政と職業安定行政の十分な連携を図ること。

2 地方で実施する具体的事項について

(1) 広報活動の実施(要領の5の(2)のア関係)

本省により別途送付した月間用のリーフレット等を活用し、労働基準協会その他の関係団体の広報誌等に掲載依頼を行う等の広報活動を行うこと。

(2) ポスターの掲示・リーフレットの配布(要領の5の(2)のイ関係)

ア 月間用のポスターについては、局署の掲示板等に掲示するほか、労働基準協会その他の関係団体に対して、その掲示の協力等を求めること。

イ 月間用のリーフレットについては、月間中に実施する集団指導、各種講習会等の機会を活用して配布するよう努めるとともに、庁舎内に陳列し、来庁者が自由に閲覧し、又は持ち帰ることができるようにすること。

(3) 事業主団体等を通じた周知、啓発及び協力要請(要領の5の(2)のウ関係)

他の関係省庁が実施する各種行事の状況に留意しつつ、月間の実施及び労働基準関係法令の適用や指針に関し、労働基準協会その他の関係団体に対し、傘下会員事業場に対する周知を行うよう協力要請を行うこと。

(4) 事業主に対する周知、啓発及び指導(要領の5の(2)のオ・キ関係)

ア 外国人労働者の労働条件確保上問題が多いと認められる局署においては、実情に応じ、月間中に問題事業場を対象とした監督指導を行うこと。

イ 監督指導の際には、必要に応じ、月間用のリーフレット等を事業主に交付し、外国人労働者の労働条件の確保に係る取扱い等について啓発指導を行うこと。

ウ 外国人労働者に関しても、解雇や雇止め、労働条件の切下げ等について、労働基準法等に違反しない場合であっても労働契約法や裁判例等を踏まえ適切に取り扱われることが重要であることから、平成20年12月9日付け地発第1209001号・基発第1209001号「経済情勢の悪化を踏まえた適切な行政運営について」に基づき、不適切な解雇、雇止めの予防等のための啓発指導に努めること。

エ 技能実習生を受け入れている事業場に対しては、平成22年2月8日付け基発0208第2号「技能実習生の労働条件の確保について」を踏まえ、各種講習会、労働基準監督署における相談等を通じて、出入国管理及び難民認定法の改正に伴う労働基準関係法令等の適用等について周知啓発に努めること。

(5) 「外国人労働者相談コーナー」等における相談(要領の5の(2)のク関係)

ア 「外国人労働者相談コーナー」を設置している都道府県労働局又は労働基準監督署においては、月間中における相談体制を拡充するため、可能な限り外国人労働者労働条件相談員による相談日を週1日程度増やすこと。

なお、この点について、積極的に広報を行うよう努めること。

- イ 月間中に外国人労働者又は外国人労働者を使用する事業主等から相談、問い合わせ等が増加することが考えられるが、「外国人労働者相談コーナー」を設置している都道府県労働局及び労働基準監督署においては、「外国人労働者相談コーナー」を設置していない都道府県労働局又は労働基準監督署から協力依頼等があった場合には、適切に対応すること。
- ウ 外国人労働者からの申告・相談のうち、賃金不払等権利救済を内容とする事案については、各労働基準監督署において迅速に処理を行うよう特に配慮すること。